

暗号資産 積立サービス開始のお知らせ

SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 CEO：尾崎文紀、以下「当社」）は、本日、「暗号資産 積立サービス」の提供を開始いたしましたのでお知らせいたします。

本サービスは、お客様にあらかじめ設定いただいた積立金額と積立頻度に基づき、暗号資産を定期的に自動で買付いただけます。手数料は無料で、ワンコインからでも始めることができます。



注）本サービスは「SBI VC トレード（旧 TAOTAO）」の口座開設が必要です。「SBI VC トレード（旧 VCTRADE）」でのご利用はできませんので、あらかじめご了承ください。

■ 積立サービスについて

常に一定の金額で、時間を分散して定期的買い付けしていく投資手法は「ドル・コスト平均法」と呼ばれています。この手法を用いた積立投資である本サービスでは、暗号資産の価格が高い時には少なく、価格が低い時には多く買い付けることになるため、結果的に暗号資産の買付に係る平均単価を引き下げる効果が期待できます。

■ サービス概要

対象銘柄	BTC（ビットコイン）、ETH（イーサリアム）、XRP（エクスペアールピー）
積立可能金額 （1注文あたり）	500 円～200 万円（1 円単位） ※申込時、円貨にて指定
積立頻度	日次（DAY）、週次（WEEK）、月次（MONTH） ※銘柄ごとに、積立頻度を分けて申込可能
手数料	無料
積立注文日時	日次（DAY）：毎日午前 10:00～

	週次 (WEEK) : 毎週火曜日午前 10:00～ 月次 (MONTH) : 毎月 28 日午前 10:00～
積立期間	無期限 日次 (DAY) : 30 日以上 365 日以下 週次 (WEEK) : 4 週間以上 52 週以下 月次 (MONTH) : 1 ヶ月以上 12 ヶ月以下 ※申込時にいずれかを選択

詳細は暗号資産 積立サービスの紹介ページをご確認ください : <https://taotao-ex.com/tsumitate/>

当社は、SBI グループの掲げる顧客中心主義の理念のもと、お客様の満足度向上に資する暗号資産取引に係るサービスをフルラインナップでご提供してまいります。

今後とも SBI VC トレードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上

(SBI VC トレード株式会社)

<暗号資産を利用する際の注意点>

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際しては、「取引約款」、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

<積立サービスのご注意事項>

積立注文日時について

日次 (DAY) : 毎日午前 10:00 以降の当社が定める任意の時刻

週次 (WEEK) : 毎週火曜日午前 10:00 以降の当社が定める任意の時刻

月次 (MONTH) : 毎月 28 日午前 10:00 以降の当社が定める任意の時刻

積立注文開始日は、積立申込みの翌営業日以降の直近注文日時となります。

メンテナンス時間帯はお申込みいただけません。

積立サービスのお申し込みを行った場合でも、事前の資金拘束はありません。

設定した積立金額の範囲内で、購入可能な最大数量を注文します。約定時の価格によっては、実際の積立金額が設定した積立金額を下回る場合があります。

積立注文の実行時間は当社が定める任意の時刻となり、お客様があらかじめ指定することはできません。

積立サービスに適用される暗号資産の価格は、積立注文の約定時の価格となります。

積立注文時に、以下のいずれかの事由に該当した場合、積立注文はおこなわれません。

取引余力が積立注文金額を満たしていない場合

証拠金維持率が 100%未満の場合

各銘柄の最大保有数量を超える場合

積立注文の実行により証拠金余力が 0 を下回る場合

追加証拠金が発生しており、未解消となっている場合

各種約款の内容更新に同意されていない場合

申込時に設定した金額が、積立注文実行時の価格×対象銘柄の最小取引単位を下回った場合

商号等： SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI VC トレード株式会社 経営企画部 03-6229-1166